

随意契約理由書

件名	東灘(御影2丁目他)配水管取替工事
契約の相手方	三興建設株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号
随意契約の理由	
<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年7月10日に入札中止となった工事である。</p> <p>当該管路は布設50年程度経過し、試掘調査時に直接確認した管路外面の腐食状況からも老朽化が進んでおり、平常時から市民生活に多大な影響を及ぼす断水事故や赤水の発生リスクが高い。</p> <p>また、施工範囲には、昨年度末工期でやむを得ず打ち切りとなった舗装復旧工事や、他の地下埋設企業(大ガス)との競合工事路線が一部含まれているため、速やかな工事着手が必要である。</p> <p>上記請負人は、過去5年間における水道工事(配水管工事)の受注実績を複数回有しており、現在も配水管工事を受注しているため、資機材の調達を円滑に行うことができる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、」に該当し、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課 (電話番号 078-322-5898)